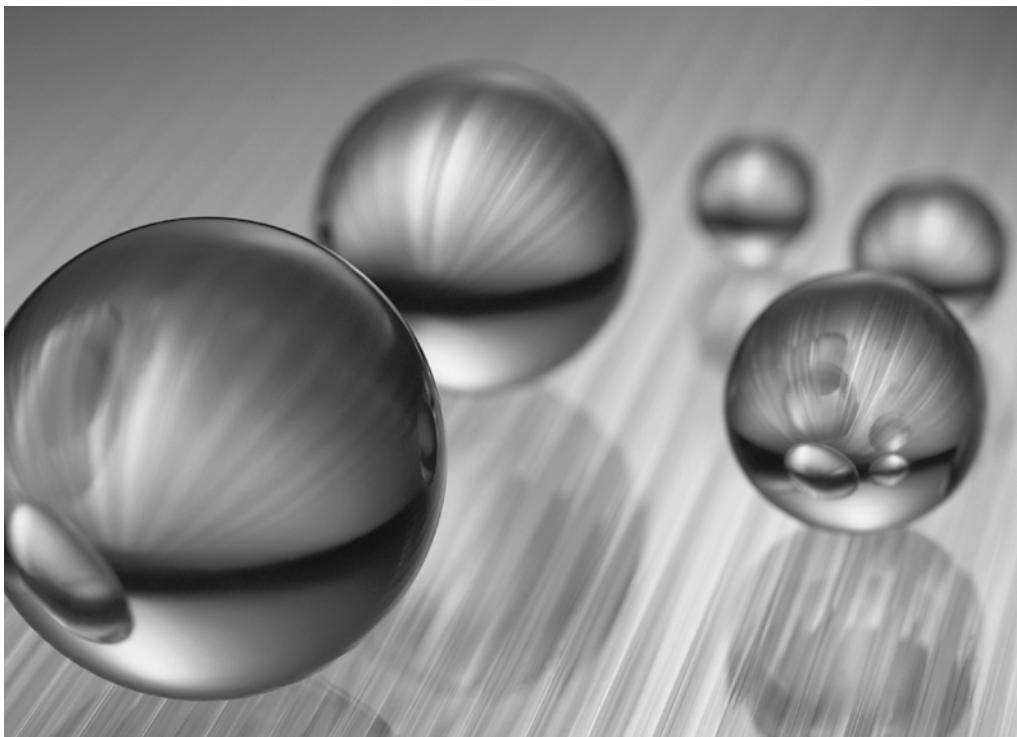


源泉徴収のしかた

平成28年版



源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

マイナンバー制度について

- ★ 平成28年以後に税務署に提出する申請書等には、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。
- ★ 平成28年以後は、給与所得者から給与所得者本人又は配偶者等の個人番号が記載された「扶養控除等申告書」等の提出を受ける必要があります。
- ★ 平成28年1月以後の給与などの支払に係る源泉徴収票（税務署提出用）には、給与所得者本人等の個人番号を記載する必要があります。
なお、受給者交付用の源泉徴収票には、個人番号の記載はしないこととされています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

この「源泉徴収のしかた」は、給与の源泉徴収事務を中心にその概要を説明したもので、正しく源泉徴収をするため、この説明書を十分活用していただきたいと思います。

凡　　例

1 この「源泉徴収のしかた」は、平成27年11月1日現在の所得税関係法令の規定に基づいて作成しております。

2 文中で用いている略語は、次のとおりです。

所　　法	所得税法（昭40法律第33号）
所　　令	所得税法施行令（昭40政令第96号）
所　　規	所得税法施行規則（昭40大蔵省令第11号）
措　　法	租税特別措置法（昭32法律第26号）
措　　令	租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
措　　規	租税特別措置法施行規則（昭32大蔵省令第15号）
法　　法	法人税法（昭40法律第34号）
平○改　正	所得税法等の一部を改正する法律（平○法律第△号）附則
法　　附　則	復興財確法 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平23法律第117号）
復興特別	復興特別所得税に関する省令（平24財務省令第6号）
所得税省令	実施特例省令 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭44大蔵・自治省令第1号）
基　　通	所得税基本通達（昭45直審（所）30）
措　　通	昭63.3.31付直法6-8ほか3課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱い『源泉所得税関係』について」通達
措　通（譲）	平14.6.24付課資3-1ほか3課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」通達

3 文中、例えば「所法9①三イ」とあるのは、所得税法第9条第1項第3号イの条項を示します。



目　　次

第1 源泉徴収制度の概要	1	II 内国法人に対して支払う報酬・料金等	22
第2 給与所得の源泉徴収事務	4	第5 配当所得の源泉徴収事務	22
I 源泉徴収事務のあらまし	4	第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務	22
II 給与所得の範囲	5	第7 その他の所得に対する源泉徴収	24
III 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	7	第8 その他	25
IV 源泉徴収に際して控除される各種控除	8	I 源泉徴収税額の過誤納額の還付	25
V 税額表の使用方法	13	II 源泉徴収票及び支払調書の提出	25
VI 税額の求め方（平成28年分）	15	III 災害被害者に対する救済	27
VII 年末調整	17	IV 給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額が還付される場合	27
VIII 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	18	〈参考〉各種届出書等の記載例	
IX 給与等の支払明細書の交付	18	○ 給与支払事務所等の開設届出書	28
第3 退職所得の源泉徴収事務	19	○ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	28
I 退職所得の範囲	19	○ 退職所得の受給に関する申告書	29
II 退職手当等の区分	19	○ 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書	29
III 退職所得控除額	19	○ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例	30
IV 税額の求め方（平成28年分）	20		
第4 報酬・料金等の源泉徴収事務	20		
I 居住者に対して支払う報酬・料金等	21		

銀行、証券会社、保険会社など金融機関等が行う源泉徴収事務や公的年金等の源泉徴収事務については、「源泉徴収のあらまし」（国税庁ホームページへの掲載のほか、冊子による提供も行っています。）をご覧ください。